

Digest of Science of Labour

労働の科学

2022
October
Vol. 77 No. 10



表紙 戯曲「かもめ」／山本美智代

特集

「働き方の未来を50人が読む」第2回調査報告

プロジェクトチーム：濱野 潤(代表)，石井賢治，北島洋樹，酒井一博，坂本恒夫，
佐野友美，福島 章，松田文子，湯浅晶子，余村朋樹

1. 調査概要
2. パート1：トピックス調査
3. パート2：定点観測調査

連載

H/Oインド・南アジアこぼれぼなし^⑱
川上 剛

芸能従事者の今^⑮
森崎めぐみ

連載

漂流者たち—クミジョの肖像^⑲
本田一成
「#教師のバトン」で伝わる^⑰
藤川伸治

巻頭言

安衛法制定 50周年に思う
福成雄三

労働の科学

2022
October
Vol. 77, No. 10

巻頭言

俯瞰 (ふかん)

「安衛法制定50周年に思う」

福成 雄三 [大原記念労働科学研究所 特別研究員]

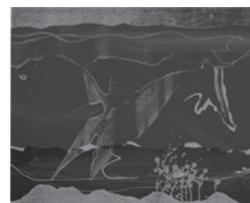
1

表紙作品：山本美智代

「戯曲『かもめ』」

シルクスクリーン+ドローイング (62×51cm)

表紙デザイン：大西文子



「働き方の未来を50人が読む」第2回調査報告

「働き方の未来を50人が読む」プロジェクトチーム

公益財団法人大原記念労働科学研究所

濱野 潤(代表), 石井 賢治, 北島 洋樹, 酒井 一博, 坂本 恒夫,

佐野 友美, 福島 章, 松田 文子, 湯浅 晶子, 余村 朋樹..... 4

Series

芸能従事者の今 (15)

コロナ第7波の影響 森崎 めぐみ 38

「#教師のバトン」で伝わる (17)

教職員のメンタルヘルス対策の整備をはかる 藤川 伸治 43

Series

- ILOインド・南アジア こぼればなし (18)
 パキスタン, ラホール市の下水道清掃労働 川上 剛 47
- 漂流者たち クミジョの肖像 (19)
 『クミジョ白書2019』 (7) 本田 一成 50
- 凡夫の安全衛生記 (68)
 「さまざまな組織・立場で⑥」臨床検査の世界で 福成 雄三 52

Column

- つれづれなるままに
 障害のある人の表現活動
 田崎飛鳥さんとの出会いから 石黒 真知子 54
- BOOKS
 『教養としての「労働法」入門』
 学校では学べない労働法を学ぶ上での入門書 戸田 渉太 57
- 『挑戦—常識のブレーキをはずせ』
 大きな希望と勇気を与えてくれる一冊 椎名 和仁 58
- 労働科学のページ 60
- 次号予定・編集雑記 64

「安衛法制定50周年に思う」

福成 雄三

労働安全衛生法（安衛法）が1972年（昭和47年）に制定（公布、施行）されて50年が経ちました。筆者は、安衛法が制定されたために、入社した企業の安全衛生管理部門に配属になり、その後長く安全衛生関係の業務に携わることになったと思っています。

この50年間に全国の労働災害による死者数は約1/7に、休業件数（休業4日以上）は1/2以下になっていきます。国民の「不慮の事故による死亡数」（3〜4万人程度）に占める労働災害起因の割合は、約13%から約2%まで減少しています。安衛法が働く人（労働者）の安全と健康の確保に貢献したことは間違いないでしょう。安衛法の制定・改正・運用に関わった行政関係者の努力と、安衛法に沿って、あるいはその精神を受け止めての各事業者・労働者、事業場や関係する組織関係者の取り組みの成果です。ただし、英国など、日本よりもはるかに死亡災害発生率の少ない国もあり、「まだ出来ることがある」状態と言ってもいいでしょう。

安衛法制定以前には、最初の労働者保護法とも言われている工場法（1911年公布、1916年施行）や具体的安全衛生基準などを示した工場危害予防及衛生規則（1929年施行）が約100年前に制定されています。第二次大戦後には、安衛法の前身でもある労働基準法（第五章・安全及び衛生）が、その後労働災害防止団体等に関する法律（第四章・

労働災害の防止に関する特別規制）が制定され、関係省令なども順次制定されました。高度経済成長期に労働災害が増加したこともあり、より事業者責任を明確にした上で、具体的な基準や制度を定めた安衛法に引き継がれたと理解しています。

安衛法は、制定当初123条だったものが、改正を重ねて条数は倍以上になり、安衛法を根拠にする政省令は合計で2,000に及ぶ条数になっています。必要に応じて改正の努力が積み重ねられてきたと言えるでしょう。安衛法だけでなく、関係するさまざまな法令や指導通達も制定・発出・改正されています。

ただし、このような法令や指導通達は、大半が労働災害防止に欠かせない重要なことを規定していますが、実効を上げることには結び付いていなかったり、見方によつては過剰な管理を求める規定もあると筆者には思えます。多様で変化の激しい現実社会に対して幅広く実効を上げることには難しい面があるということでしょう。

法令に基づく管理と併行して民間の取り組みも行われてきました。当研究所（大原記念労働科学研究所）は、昨年、創立100周年を迎えています。安衛法が制定される50年以上前から、働く人の安全と健康を含めた労働に関わる研究やその成果の発信をしてきたことになりました。民間の企業等で始まった先進的な安全運動も100年以上の歴史があります。事業を健全に発展させるために事業者等が



ふくなり ゆうぞう
大原記念労働科学研究所 特別研究員
（アドバイザリーボード）
「凡夫の安全衛生記」を本誌に連載中

自主的に取り組んできたことになりました。筆者は、働く人の安全と健康の問題は奥が深く、事業経営の根幹に関わるものだと考えています。労働は、社会・生活を豊かにするといった価値を生み出しませんが、その過程で命を失ったり、ケガなどをしたりするということは矛盾です。社会として、矛盾をなくしていく努力がその発展を支えると思います。また、安全で健康に過ごしたいという人間のもつとも基本的な欲求に応えることが、働く人たちの前向きな気持ちや知恵を引き出すことにも繋がって、組織を強くすると思います。

安衛法制定50周年という節目を契機に、安全衛生管理に取り組み意義を振り返るとともに、基本ルールとしての安衛法の規定を含め、より実効の上がる安全衛生管理のあり方を考えてみてほしいのではないかと思います。

